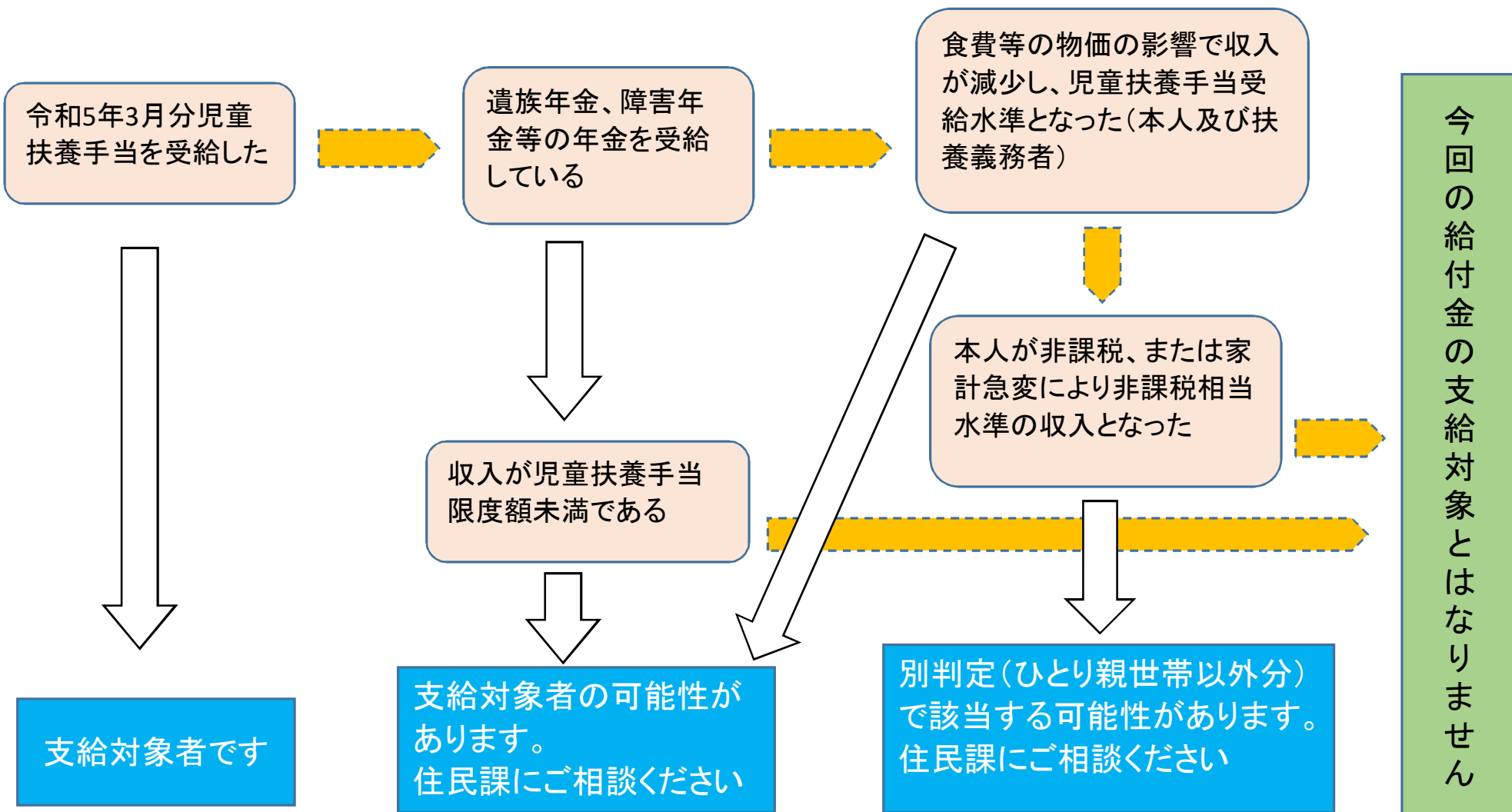


低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) フローチャート

はい → いいえ



令和5年3月分児童扶養手当を受給した

遺族年金、障害年金等の年金を受給している

食費等の物価の影響で収入が減少し、児童扶養手当受給水準となった(本人及び扶養義務者)

収入が児童扶養手当限度額未満である

本人が非課税、または家計急変により非課税相当水準の収入となった

支給対象者です

支給対象者の可能性があります。
住民課にご相談ください

別判定(ひとり親世帯以外分)で該当する可能性があります。
住民課にご相談ください

今回の給付金の支給対象とはなりません